

適用拡大登録

区分	殺菌剤
農薬名	バリダシン液剤 5
種類名	バリダマイシン液剤
登録番号	第 17386 号
登録会社	住友化学株式会社
登録日	令和 8 年 1 月 21 日

登録内容

農薬登録申請書第 7 項を以下のとおり変更し、別紙 1 のとおりとする。

- 作物名「だいす」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- 作物名「だいこん」に適用病害虫名「亀裂褐変症（リゾクトニア菌）」を追加する。
- 作物名「ばれいしょ」および「たまねぎ」の適用病害虫名「軟腐病」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- 作物名「ねぎ」の適用病害虫名「軟腐病」に使用方法「無人航空機による散布」を追加し、バリダマイシンを含む農薬の総使用回数「3 回以内（は種時の灌注は 1 回以内、散布及び株元散布は合計 2 回以内）」を「3 回以内（は種時までの処理は 1 回以内、は種後は 2 回以内）」に変更する。

使用上の注意事項

農薬登録申請書第 8 項に(2)を追加し、現行(2)以降を順次繰り下げ、別紙 2 のとおりとする。

【追加事項】

- (2) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
- ①散布は各散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - ②散布にあっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③散布中、薬液の漏れおよび詰まりのないように機体の散布配管、ノズルその他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤散布終了後は次の事項を守ること。
 - a 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - b 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

別紙 1

【変更部分】

作物名	適用 病害虫名	希釗 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	バリタシソ を含む 農薬の 総使用回数
だいす	葉焼病	500 倍	100~300 L/10a	収穫 7 日 前まで	3 回以内	散布	3 回以内
		4 倍	0.8L/10a			無人航空機 による散布	
だいこん	亀裂褐変症 (リゾクトニア菌) 軟腐病	500 倍	100~300 L/10a		4 回以内	散布	4 回以内
ばれいしょ	黒あざ病	200 倍	—	貯蔵前 又は 植付前	1 回	瞬時~ 10 分間 種いも浸漬	7 回以内 (種いもへの 処理は 1 回以内、 植付後は 6 回以内)
			種いも 100kg 当り 2.5~3L			種いも散布	
		10 倍	種いも 100kg 当り 200~300mL	植付前			
	青枯病 軟腐病	500 倍	100~300 L/10a	収穫 3 日 前まで	6 回以内	散布	
	軟腐病	8 倍	1.6L/10a			無人航空機 による散布	
たまねぎ	軟腐病 腐敗病	500 倍	100~300 L/10a		5 回以内	散布	5 回以内
	軟腐病	8 倍	1.6L/10a			無人航空機 による散布	
ねぎ	苗立枯病 (リゾクトニア菌)	400 倍	6L/m ²	は種時	1 回	灌注	3 回以内 (は種時まで の処理は 1 回以内、 は種後は 2 回以内)
	軟腐病	500 倍	100~300 L/10a	収穫前日 まで	2 回以内	散布	
	白絹病					株元散布	
	軟腐病	8 倍	1.6L/10a			無人航空機 による散布	

別紙 2

第 8 項

- (1) ボルドー液との混用はさけること。
- (2) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - ①散布は各散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - ②散布にあつては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③散布中、薬液の漏れおよび詰まりのないように機体の散布配管、ノズルその他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤散布終了後は次の事項を守ること。
 - a 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - b 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (3) 稲の苗立枯病に使用する場合、白絹病菌、リゾクトニア菌による苗立枯病には有効であるが、その他の菌による苗立枯病には効果が劣るので注意すること。
- (4) ばれいしょの青枯病に使用する場合、本病の多発するほ場では、登録のある土壤くん蒸剤等との併用処理をすること。
- (5) ばれいしょの軟腐病に対しては効果が劣る場合があるので、他剤と輪番使用をするとより有効である。
- (6) うめ、かんきつのかいよう病に対しては効果がやや劣る場合があるので、他剤と輪番使用をするとより有効である。
- (7) 本剤をレタス、非結球レタスに使用する場合、すそ枯病の防除を主体とし、多発の腐敗病には効果が劣ることがあるので注意すること。
- (8) だいこんの軟腐病が多発するような条件では本剤はやや効果が劣る場合があるので、なるべく早めの散布をし、他剤との輪番使用をするとより有効である。
- (9) ばれいしょの種いもに使用する場合は下記の注意を守ること。
 - ①切削した種いもを処理する場合、切削面が乾いた後に行うこと。
 - ②種いも散布の場合は、種いもを床などに拡げ、全体が均一にぬれるよう散布すること。
 - ③処理した種いもはよく風乾してから植付けること。
- (10) ふき及びふき（ふきのとう）に使用する場合は、種茎浸漬処理と植付後の灌注を組合わせて使用すること。
- (11) 本剤を本田の水稻に対して希釈倍数 300 倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度運動式地上液剤少量散布装置を使用すること。
- (12) トマトには薬害を生じるおそれがあるので、かからないように注意して散布すること。
- (13) きく（秀芳の力等）には薬害を生じるおそれがあるので、かからないように注意して散布すること。
- (14) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。